

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年11月12日
照会部署名 兵庫事務センター厚年適用2G
照会担当者 グループ長 藤田 隆
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認

岡

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010—117	本部受付番号 No. 2010—1142
-------------------------	----------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

退職後継続再雇用日に支給された賞与について

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

厚生年金保険法第81条第2項

厚生年金保険法第19条第1項

健康保険法第156条第1項及び第3項

(内容)

退職後継続再雇用され、同日に資格喪失・再資格取得を行った者に対し、資格喪失・再取得したその日に支給された賞与の保険料が賦課されるか否か、資格喪失による条文と資格取得による条文のどちらの制約を受けるか、健康保険組合より法令解釈等求められています。

【例】 7月10日定年退職

7月11日付資格喪失・再取得

7月11日賞与支給

過去の疑義照会(回答)等では、喪失日前に支給された賞与に係る保険料は、

「使用関係が一旦中断したものとみなし」徴収しない。(社会保険業務マニュアル疑義回答一覧【健康保険・厚生年金保険 適用】通番 168 分類コード 1403-6)

再雇用後に支給された賞与については、「事実上の使用関係が消滅したとは認められないことから、当然に」保険料が賦課される。(疑義照会【コード番号 090723-210】) なっています。

喪失日以後(再雇用後)支給の賞与だから賦課される、という説明では理解が得にくくご教示をお願いするものです。

(ブロック本部回答)

疑義照会No.2010-731「再取得後に支払われた賞与にかかる賞与支払届について」において、「被保険者期間中に支給された賞与であれば、その賞与が被保険者期間中の勤務実績により計算されたものであるか否かにかかわらず保険料賦課の対象となります。」と回答されています。

再雇用後に支給された賞与がたとえ再雇用前の勤務実績により計算されたものであっても、上記疑義照会回答より被保険者期間中に支給されたものであれば保険料賦課の対象となるものと思慮いたします。

また定年による退職後継続して雇用される者については、平成8年4月8日保文発第269号及び庁文発第1431号通知に基づき、被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届の提出することにより使用関係が一旦中断したものと見なされ一度資格喪失することとなります。厚生年金保険法第19条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とあり、資格喪失した月については被保険者期間へは算入されません。厚生年金保険法第81条において「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とあり、また健康保険法第156条において「前月から引き続き被保険者である者がその資格を喪失した場合においては、その月分の保険料は算定しない。」とあります。よって資格喪失日の属する月で、資格喪失日前に支給された賞与について、保険料は賦課されないものであると思慮いたします。

現在疑義照会No.2010-402「特別支給の老齢厚生年金受給権者が、月の途中で定年退職・再雇用された日以前の同月内に賞与が支払われた場合について」において喪失日前に支払われた賞与について、事実上の使用関係が消滅していないことから保険料を賦課し、年金給付額にも反映されるべきとの照会があがっております。こちらの回答をお待ちいただかず、必要に応じ機構本部へ照会してください。

回答日（又は本部への照会日） 平成22年11月19日
回答部署名 近畿ブロック本部適用・徴収支援部厚生年金適用支援グループ
回答作成者 マニュアルストラクター（厚生年金適用支援グループ長）新村 知之
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

所属部署の長の確認

谷

（本部回答）

ブロック本部回答のとおりである。

回答日 平成22年12月 1日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (一般) 上仁武
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

（軽微なものについてはグループ長）

山上